

別 紙

平成24年度府中市事務事業点検の 点検結果に対する市の方針について

平成24年10月
府中市

平成24年度府中市事務事業点検における点検結果と市の方針 一覧

事業番号	事業名	点検結果	市の方針
1-1	就学援助事業	市（要改善）	市（要改善）
1-2	学校図書館指導充実事業	市（要改善）	市（要改善）
1-3	庁舎等維持管理事業（庁用車管理事業）	抜本的見直し	抜本的見直し
1-3	庁舎等維持管理事業（バス借り上げ事業）	不要	抜本的見直し
1-4	補助金 市民保養施設利用助成事業費	不要	廃止
1-5	市民体育大会運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-6	中央図書館運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-7	友好都市交流事業	市（要改善）	市（要改善）
1-8	中小企業補助事業（中小企業事業資金融資利子補助）	市（要改善）	市（要改善）
1-8	中小企業補助事業（中小企業退職金共済掛金補助）	市（要改善）	市（要改善）
1-9	補助金 先天性代謝異常健診採血料	不要	廃止
1-10	学童クラブ管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
1-11	景観形成事業	市（要改善）	市（要改善）
1-12	法定外公共物管理事業	市（要改善）	市（要改善）
1-13	介護予防推進センター管理運営事業	抜本的見直し	市（要改善）
1-14	地域介護予防事業（介護予防推進事業）	市（要改善）	市（要改善）
1-15	有料ごみ収集管理事業	市（要改善）	市（要改善）
1-16	リサイクル推進事業	市（要改善）	市（要改善）
1-17	健康増進事業	不要	市（要改善）
1-18	歯科検診事業（歯の衛生週間健診費）	不要	廃止
1-19	障害者自立移動支援事業（心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業）	市（要改善）	市（要改善）
1-20	障害者作業委託事業	市（要改善）	市（要改善）
2-1	広報事業（テレビ広報事業）	抜本的見直し	市（要改善）
2-2	文書管理事務	市（要改善）	市（要改善）
2-3	奨学資金給付事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-4	市民芸術文化祭運営事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-5	補助金 公会堂設置費等	市（要改善）	市（要改善）
2-6	女性活動推進事業	市（要改善）	市（要改善）
2-7	子ども家庭支援センター管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-8	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	市（要改善）	市（要改善）
2-9	商店街補助事業（補助金 商店街共同施設電気料）	市（要改善）	市（要改善）
2-10	観光振興事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-11	シルバー人材センター支援事業（シルバー人材センター運営費補助金）	抜本的見直し	市（要改善）
2-12	老人クラブ補助事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-13	公共花壇運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-14	耐震改修等補助事業	市（現行どおり）	市（拡充）
2-15	心身障害者福祉センター管理運営事業	市（要改善）	市（要改善）
2-16	心身障害者住宅費助成事業	市（要改善）	市（要改善）
2-17	防災思想普及事業	市（要改善）	市（要改善）
2-18	まちの環境美化推進事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-19	権利擁護センター事業	抜本的見直し	市（要改善）
2-20	入浴券支給事業	市（現行どおり）	市（現行どおり）

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-1		就学援助事業	学務保健課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・生活保護基準額に対する所得の倍率が府中市においては1.5の係数であり、高い。経済的困難の定義は、平均給与より少し下がっている程度の水準ではない。 ・所得再分配の機能として、平均者に近い者については、対象から除外すべき。1.5基準を引き下げるべき。また所得に合わせて補助内容も差を設けるべき。 ・事業の実施目的から考え、設定基準の見直しを検討すべき。 ・生活保護との比率の再検討が必要です。 ・本事業に対する市民ニーズの把握が甘いように思う。必要な施策と思うが、適正水準とすべき。 ・この事業の公平性は、基準を明確にすることで保たれる事業である。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		【上記意見に対する考え方】 ・本事業点検時に主たる議題となった「経済的困難」の定義については、本来、生活保護等と同様に広域的に基準を定めるべきものと考えます。 ・「経済的困難」の定義については、他の援助制度等と基準を合わせた、市全体での統一見解が必要と考えます。 ・府中市の現在の基準については、府中市の給与収入者の平均給与を約10%下回っていること、他市においても同基準を採用している市が6市と最多のことから、市では適正と考えます。 ・「所得に合わせて補助内容に差を設けるべき」という意見については、認定作業を複数回行う必要がある。現状の認定に要する期間から考えて、担当人員増、もしくは就学援助認定者の管理システムの構築を進める中で検討します。 ・「本事業に対する市民ニーズの把握」という意見は、申込者数は徐々に増加しており、近年の経済状況からニーズは高まっていると考えます。 【見直し内容】 ・「生活保護基準の1.5倍」は、市民の平均収入を下回っている。見直しを行うには、「経済的困難」の定義を本市全体の見解として示す必要があり、今後、関係部署で検討していきます。 ・支給費目及び支給金額については、府中市の一人当たりの支給金額の平均が77千円、多摩26市の平均の76千円と比較してほぼ平均値であり、現時点では、見直す必要性は無いものと考えます。 ・就学援助認定者の管理システムは、次期基幹システム対象業務の一部であり、その構築を待つて、人員増をせずに、上記「所得に合わせて補助内容に差を設ける」ことを実施すべきと考えます。	
取組スケジュール	24年度	・次期基幹システム構築プロジェクトチーム会議内で、新システムへの移行を準備(平成27年1月稼働予定)。	
	25年度	・補助内容の見直しに向けた調査・検討。 ・次期基幹システム構築プロジェクトチーム会議内で、新システムへの移行を準備(平成27年1月稼働予定)。	
	26年度以降	・補助内容を見直す場合は、市民周知を図る。 ・次期基幹システム稼働にあわせて制度の見直しを実施。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-2		学校図書館指導充実事業	指導室
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・1校1人の考え方を改めて検討を行う。学校図書館としての成果を考えるべき。 ・専任としている理由がない。教育効果がない。今の状況では、雑務雇用には過ぎないのではないか。 ・効果の把握方法を検討し、事業実施にフィードバックする必要がある。 ・学校図書館指導補助員の役割と成果がはっきりしない。今後は読書することによるメリットが数字(データ)で表せるようにして、効果がわかるようにしていただきたい。ただ、財政難のおり、司書資格を持っている有償ボランティア制度をもっと活用する道もあるのではないかな。 ・業務の説明、必要性と成果表示が不十分と思う。自己調査に基づいて「府中市(現行どおり)」とする。 ・市として補助職員を更に有効活用すべきであると思う。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		●指導補助員の配置については、学校の特色や規模等を踏まえ、自律的に対応できるよう、他の指導補助員の制度とも併せて検討します。 ●教育的な効果は見えにくい部分があることに加え、複合的なものも多いので、効果の把握は難しい部分もあるが、多角的な面から研究を進めます。 ●保健室に養護教諭が配置されているように、本来は図書館に専任の司書教諭が配置されるべきところ、東京都では兼任となっている。学習指導要領に示されている学校図書館の役割、機能を十分に果たすためにも、指導補助員の配置は不可欠であると考えます。また、職務内容は雑務雇用のみならず、児童・生徒の指導にも関わるものとしています。 ●読書のメリットは、多岐にわたるものであり、複合的なものでもある。よって明確な指標は定めにくいですが、今後この点についても研究を進めます。 ●ボランティアの活用については、指導補助員を核として保護者や地域住民等をボランティアとして活用することにより、本制度の効果をより高めていくことを考えます。 ●活用マニュアル等の実践や効果的な事例の共有等で更なる活用を図ります。	
取組スケジュール	24年度	より特色ある学校づくりや課題解決に資する指導補助員等の制度確立を目指し、校長会等とも意見交換をしながら他の指導員等の制度も含めて総合的に検討を行う。	
	25年度	学校が自校の特色や課題解決に資することができる指導補助員配置制度を立ち上げ、試行実施と効果検証を行う。	
	26年度以降	指導補助員制度を確立し、学校の自律的経営の充実、深化を図る。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-3		庁舎等維持管理事業(庁用車管理事業)	管財課
点検結果		庁用車管理事業は抜本的見直し バス借り上げ事業は不要	
点検での意見		【庁用車管理】 ・庁用車の効率化は管財課としての責務。「各課に任せているからしっかりできている」では見直しの余地がない。 ・庁用車管理は全体へと広げるべき。縦割はよろしくないので、ぜひとも統合して集中管理すべき。 ・庁用車の集中管理については、効率化の検討がされていない。 ・庁用車全体151台の一括管理をしないかぎりコスト削減につながらない。縦割行政の良くない点を指摘したい。 ・庁用車の管理は、14台にとどまらず各課車両を含めた全車両の集中管理を行うべき。 【バス借上げ】 ・借上げを一律に市で負担するのは止めるべき。 ・バス借上げについては、公用以外は廃止すべき。団体補助とは切り分けるべき。 ・関連団体のバス利用については見直しが必要。管財課で一元管理している効果が見えない。 ・バスの借上げは市役所とは直接関連のない団体に便利利用されているのが多い。(公用以外が多すぎる。) ・バスの借上げは、基準の見直しをすべし。	
市の方針		抜本的見直し	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		【庁用車管理】 主管課管理車両も含めた庁用車の一括管理については、主管課管理車両の使用状況調査を行い、主管課との協議、既存の庁用車管理システムの変更の検討等をする中で、本市にふさわしい効率的な車両管理システムを検討します。 また、庁用車の有効利用と府中市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、カーシェアリングについても関係各課と協議していきます。 【バス借上げ】 市の事業以外の市民団体の借上げバス使用を廃止した場合、施策の変更による影響が多数の課に及ぶため、市民団体の借上げバス利用窓口となっている主管課と協議し、借上げバスが利用できる対象事業や利用方法、利用者の範囲等を定め、より適正なバス利用に努めます。	
取組スケジュール	24年度	【庁用車管理】庁用車を所有する主管課の現状把握。各課と協議を行い、効率的な運用方法及び体制を構築。 【バス借上げ】各課が市の事業や市民団体の事業を支援するために、管財課に依頼しているバスの借上げ状況を把握する。	
	25年度	【庁用車管理】協議結果に基づき、新しい庁用車の管理システムを構築。 【バス借上げ】借上げバスを使用する各課で、利用対象や利用方法等を協議。	
	26年度以降	【庁用車管理】構築したシステムを導入した庁用車の管理を実施。 【バス借上げ】協議した結果に基づき、新しいルールによる借上げバスの利用を行う。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-4		補助金 市民保養施設利用助成事業費	住宅勤労課
点検結果		不要	
点検での意見		・税を投入してやる時代は終わった。税が付加価値を付けることなく還元されるやり方はやめるべき。 ・レジャーに税投入をする必然性がない。 ・目的に対する手段の妥当性がない。税金の使途として問題がある。 ・市の財政不足の折、宿泊費用の一部の補助は、今後は削除していただきたい。 ・健康保険事業などの流れの中で、見直しする情勢にあると思うため。 ・限られた予算。他に使う方向で検討すべしと思います。	
市の方針		廃止	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		補助金 市民保養施設利用助成事業費は、市民保養所「伊豆荘」の廃止に伴い、市民のニーズにあった保養施策として平成15年度より開始しました。 その後、約10年が経過し、利用者は平成21年度が16,997人、平成22年度が15,168人、平成23年度が14,888人と年々と減少しており、平成23年度の利用率は府中市の人口の6%程度となっていること。また、市の保有する保養所等の宿泊施設として、府中市市民保養所「やちほ」と「府中市立ハヶ岳府中山荘」があり、低廉な価格で市民への保養機会を提供していること。そして、当事業の他に高齢者保養施設利用助成や心身障害者(児)休養事業などそれぞれの分野での保養機会を提供する事業が実施されていること。平成20年度の補助金審査委員会において、当事業の今後のあり方を検討するよう意見が出され、宿泊利用限度日数を1日に減らすなどの対応を行ってきました。 これらのことを総合的に判断し、当事業については廃止する方向で検討をすすめます。	
取組スケジュール	24年度	廃止に向けた検討をする。	
	25年度	周知期間を設け、廃止とする。	
	26年度以降	廃止。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-5		市民体育大会運営事業	生涯学習スポーツ課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・目的が拡散していて費用対効果が無くやっている。 ・広い意味では、競技団体に対する補助になっていないか。目的とターゲットの絞り込みができていないのではないかな。 ・競技の振興、スポーツの振興において、裾野を広げたいのか、技術等の向上を目指すのか目的が明確になっていない。 ・30競技の再検討が必要。NPO法人体育協会への義理が何かあるような感じを受けた。 ・ネーミングライツ、タイアップ、冠大会等導入を図り、経費の圧縮を図っていただきたい。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・本事業は、広く市民の間にスポーツを振興して、その普及発展と併せて市民の健康を増進することを目的として実施しています。事業コストが市民にどれだけ効果をもたらすかについて検証することは難しいですが、市としては、引き続き、本事業を継続して実施していくことが、本市のスポーツ振興のための有効な手段の一つとして捉えています。 ・本事業の各競技の運営には、専門的な知識・資格や経験が必要不可欠であり、市職員のみで行うことは困難であることから、体育協会加盟団体に委託しており、「競技団体に対する補助」という認識はありません。 ・本事業は、広く市民の間にスポーツの振興を図るために、多くの市民が市民体育大会に参加していただくことで、市民の健康・体力増進を図りたいと考えています。その延長で各競技の技術力の向上につながることを期待しており、現状の競技種目数で実施していきたいと考えています。また、体育協会との関係ですが、市民のスポーツの振興を目的にそれぞれの立場で業務を遂行しています。今後も引き続きお互いの立場を尊重し、協力しながら市民のスポーツ振興に務めていきたいと考えています。 ・経費削減の状況を鑑みて、今後、企業協賛や参加費の徴収について、体育協会と協議します。	
取組スケジュール	24年度	企業協賛や参加費の徴収について、体育協会と協議する。	
	25年度	企業協賛や参加費の徴収について、体育協会と協議する。	
	26年度以降	企業協賛や参加費の徴収について、体育協会との協議結果に基づき導入を図る。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-6		中央図書館運営事業	図書館
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・PFIのメリットを生かした運営が必要。 ・コストダウンを図るため職員配置を含め、市と事業者の関係を見直すべき。 ・市と民間との業務分担を見直し、コストダウンを検討すべき。 ・PFI選定事業者に全面的に委託し、コストセーブを図った方がよいように見受けられる。 ・人員配置等、さらなる効率化をはかって、PFI事業者としての成果を市民に説明してもらいたい。 ・PFIに最大限にまかせ、市職員は別部署も含め有効活用すべき。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・PFIのメリットを活かした運営及び市とPFI事業者との業務分担については、導入時に市議会における審議をはじめ、十分な検討を経て決定されたものであり、更なるPFI事業者への業務の移管については事務の混乱やサービスの低下等が懸念されるため、すぐには実施困難と考えます。ただし、府中市の直営部分の運営に関して、現状の市民サービスを維持しながらも、正規職員と嘱託職員が担える事業の分担を見直すなど人員配置を含め、コスト削減を検討していきます。また、PFI事業は要求水準を満たしつつ新たな事業者提案を取り入れるなど一層の図書館運営の向上を工夫していきます。 ・図書館におけるイベントや新刊本などの情報をホームページやメール配信などで広く発信し利用者の拡大を図るとともに、図書館サービス検討協議会を活用し市民の意見を取り入れたサービスの向上を進めます。	
取組スケジュール	24年度	図書館システムの更新を行い利便性の向上を実現するとともに、今年度の事業報告を図書館ホームページで公開するなどPRを強化し、利用者の拡大を図る。	
	25年度	市直営及びPFI事業ともに、図書館の魅力や活用の仕方を積極的に周知する事業の実施。地区図書館の指定管理者制度導入検討結果を踏まえ、市職員の配置見直しを検討。	
	26年度以降	市直営部分及びPFI事業ともに、図書館サービス検討協議会の報告等を踏まえて、時代や市民のニーズにあった事業の展開を実施し、利用者の拡大を図る。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-7		友好都市交流事業	市民活動支援課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・再度この事業の目指すところを考えた上で、人数、自己負担、日数等のあり方を考えるべき。 ・その後の広報、報告会等の充実。派遣者数、自己負担の見直し。 ・派遣した学生をその後の市政への関与をシステムとして構築して、できるだけ市への還元を図るべき。 ・友好都市の選択が違ったのではないか。また友好都市提携20周年事業にかかる費用が多すぎます。費用対効果をもう少し考えていただきたいです。 ・事業としては息長く継続していただきたい。青少年、3～4名等の検討をお願いしたい。 ・例えばホームステイに特化することも検討していただきたい。将来に活かすことを考える。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・派遣生の人数については、受け入れ可能なホストファミリーの数から考えると現在の6名が限度であり、自己負担については、なるべく多くの学生が申し込みできるよう配慮した負担額であるので変更は考えていない。また、平成24年度からは奨学金制度も活用できることとなり、申込み者の増大を図っています。 ・当該事業の実施結果について、ホームステイ終了後は派遣生が報告書を作成し、冊子としてまとめています。このほか、報告会を開催し、派遣生が現地で感じたことなどを発表していますが、今後は、多くの市民に事業の周知を図ることを目的に、より効果的な報告をしていくために、ホームページ等を活用した情報ツールの充実に努めます。 ・ホームステイ派遣生はできるだけ市への還元を図るべきとの意見があるが、ホームステイ派遣事業の目的は、現地での日常生活を体験し、国際人としての感覚を身に付けることにあり、派遣事業終了後に市が派遣生に対し強制力をもつことではないと考えます。しかしながら、派遣前の研修会では過去の派遣生にご協力いただき、ホームステイ先での様子や注意事項、日本との違いなどについてアドバイスを等、事業の運営に協力をいただいています。 ・平成24年度はヘルナルス区との友好都市提携20周年を迎えることから、記念事業を実施するための予算を執行し、記念事業として友好都市継続のための調印式を両市区長により行ったほか、35名が参加した友好都市訪問団、武蔵国府太鼓演奏や盆踊りなどの日本文化紹介事業などを行い、事業規模や費用対効果を考慮すると適正な予算執行と考えます。平成25年度には、ヘルナルス区から府中市に25名の友好訪問団が来る予定となっているので、今年度ヘルナルス区を訪問した訪問団の方々にも事業参加を促進し、交流事業を実施したいと考えています。	
取組スケジュール	24年度	友好都市提携20周年事業での成果などをホームページや広報で報告するなど市民周知を図る。 平成25年度のヘルナルス区からの訪問団の来日に対応に向け、市民訪問団の活用などについて検討。	
	25年度	ヘルナルス区からの訪問団受け入れにあたっては、市ホームステイ派遣学生や市民訪問団など、市事業参加者の協力を得て行う。 引き続き、友好都市との交流について、市民周知を図る。	
	26年度以降	市制60周年にあたり、ヘルナルス区長を招聘し、市民との交流イベントなどを実施し、市民周知を図る。 引き続き、友好都市との交流について、市民周知を図る。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-8		中小企業補助事業	経済観光課
点検結果		事業資金融資利子補助は市(要改善) 退職金共済掛金は市(要改善)	
点検での意見		【事業資金融資利子】 ・利子補助も倒産防止に役立っているという根拠が必要。 ・利子補助については、効率的な施策の実施の観点から、国が主導でやるべき。 ・利子補助について、数値の出し方、その意味がとてまいなため、成果の判断ができない。中小企業事業資金融資利子補助が有効かどうか判断しにくい。 ・利子補助について、「市(要改善)」として、市内ニーズに機動的に対応して欲しい。 【退職金共済掛金】 ・共済掛金制度の促進につながっているとは考えにくい。 ・共済掛金補助については、導入補助として、時間を限ったものとすべきである。 ・中小企業退職金共済掛金補助については、一定期間を定めて期限補助とすべき。 ・中小企業退職金共済掛金補助については、要改善で本当に必要かどうか調査が必要。 ・掛金補助について、「国・都・広域」として、広域的な制度整備が必要だと思う。ただし、市としての市内調整に基づく中小協加入推進は行って欲しい。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		【事業資金融資利子】 ・利子補助は、倒産だけではなく、事業の拡大、新規開業等多方面の効果や、景況等によりその効果も変動することから、指標での判断は難しいものと考えます。 ・事業によっては、本事業は、国の施策として行っており、事業所のある自治体が認定業務をおこなっているものもあります。今後も、国の施策として制度融資を行う場合については、本市でも国の基準に基づき実施していきます。 ・地域の事業者のニーズについては、むさし府中商工会議所において把握し、要望という形で随時対応しており、市では、要望をもとに対応しています。 【退職金共済掛金】 ・加入促進だけではなく、中小企業の従業員の定着と経営の安定を図ることも目的であり、融資同様景況等により経営状況も変動するため、指標での判断は難しいものと考えます。 ・今後目的を、加入促進のみに変更するべきかどうか、他市の状況を参考に検討します。 ・他市の状況を参考に支援のあり方について検討します。 ・国の制度であることと、現在285の地方自治体で支援を実施していることから、広域的な支援はできていると考えます。	
取組スケジュール	24年度	退職金共済掛金においては、目的の再検討や、期間等を設定することによる事業者への影響を検討する。	
	25年度	検討結果をもとに見直しを行う。	
	26年度以降	継続して、支援のあり方について検討を行っていく。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-9		補助金 先天性代謝異常健診採血料	子育て支援課
点検結果		不要	
点検での意見		・採血100%を実施することが目的とした上で、負担は自助の中で実施。 ・低所得者等については別施策で対応をしてください。 ・様々な医療助成制度が充実している中、当初の目的を達成している。 ・先天性代謝異常を発見するのが目的であり、生活保護世帯以外はやめるべきと思います。 ・出産費用負担の軽減が充実してきたとのことなので、不要としました。	
市の方針		廃止	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・本検査が任意検査であり、出産における費用負担を減らすため検査を辞退するということがないよう、昭和58年より検査に伴う採血料の助成を開始したが、現在は全国で生まれた全ての新生児に行う検査で受診率が100%に達成していること、さらに、出産育児一時金の直接支払制度が平成23年4月から恒久的に確立したことから、検査を辞退するということはなくなり、本事業の目的は達成したものと考えます。 ・低所得者世帯や生活保護世帯については、母子健康手帳交付時など妊娠の早い段階から入院助産制度の活用など出産にむけた必要な情報提供を積極的に推進するとともに、必要な場合には関係機関と連携し安心して出産に臨めるよう支援します。	
取組スケジュール	24年度	廃止の方向で検討。	
	25年度	平成25年12月出生分をもって、廃止。	
	26年度以降	廃止	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-10		学童クラブ管理運営事業	児童青少年課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・放課後子ども教室、児童館も含めた居場所づくりを考えるべき。その際はコスト、民活の視点を考えるべき。 ・民間活用の検討、小4～6への対応を含め、新たな民間サービスが出てくる可能性もあり、そのためにも、民間参入の検討、イコールフィッティングを行うべきではないか。 ・受益者負担の考え方を明確にして、保護者の負担を見直すべき。民間の力を活用する方策を検討すべき。 ・人件費が総事業費の8割以上を占めている運営には問題がある。税金の均等配分を再検討していただきたい。自己負担ももう少し上げてよいのではないか。 ・事業としての必要性和、公設公営の意義を認めます。放課後の子どもの居場所対策と、事業費圧縮、費用負担の検討はお願いしたい。 ・放課後子ども教室との連携。民間機関のバッファーとしての活用。コストを削減する。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・学童クラブ事業費には施設の減価償却分をコストに含めていないため、人件費が8割となっている。他の経費を必要最小限に抑えているため、人件費が8割を占めるのは経費削減が進んだ結果と考えています。 ・現在の学童クラブのあり方は、昭和41年以来、市と利用者である市民(保護者)が意見を交わし、現場の指導員が試行錯誤するなかで、健全育成としてもっとも適切な方法として、現在の運営方法になった経緯があります。このため、今後も時代やニーズに合わせて改正を進めていくことは必要であると考えますが、サービスや負担を大きく変えるような場合は、利用者である児童や保護者の声を伺い、要望を把握し、市と利用者の双方が納得し、サービスコストについても検討した上で試行する進め方が適切と考えます。事業内容を整理しない中で、放課後子ども教室との一体化を行うことや民活・民営の導入は、事業目的の達成や運営体制に弊害を招き、利用者へのサービス低下につながるものと考えます。今後、どのように事業内容の整理・改善をすれば効果的であるかを研究したうえで取り組む必要がある。 ・学童クラブ、放課後子ども教室と、同じ小学校に在籍する児童を対象とした事業の連携や差別化については、1～3年の対象学年が共通する部分については、学校施設の共同利用など連携を検討します。共通しない部分については、限られた学校施設の中でどのような事業が展開できるのか、差別化を目指した研究を行います。また、放課後子ども教室において高学年が期待するプログラム、イベントについて研究します。	
取組スケジュール	24年度	学童クラブと放課後子ども教室の連携、差別化について研究。	
	25年度	学童クラブと放課後子ども教室の連携、差別化事業について一部の学童で実施。	
	26年度以降	学童クラブと放課後子ども教室の連携、差別化事業について一部の学童で実施した効果を検証し、今後の事業の見直しを図る。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-11		景観形成事業	計画課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・規制が全ての事業。余計なことはしない。(説明が情緒的すぎて、事業の全体像が見えない。) ・行為規制に関するものに限定すべき。啓発などは効果が無い。 ・委託料の経緯がいかにも多い。費用対効果を考えた際、コストカットが必須と考えます。できたら経済観光課と連携して収入を得る(観光面から)努力が必要。住みたい街から訪れたい街へ！ ・委託事業の縮小を図り、施策目標の実行化を図る必要がある。 ・コンサルに任せすぎにならないように。行政の意志を前面に。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・本市では景観法に基づく景観行政団体となり、「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現のため、まちづくりの一つの事業として規制や誘導を行い、景観形成事業を進めています。 ・府中市内のそれぞれの地域における個性や特色を鑑み、府中市景観計画や府中市景観ガイドラインに基づいた指導を行います。また、市民や事業者自らが景観に対し高い意識をもち、良好な景観を守り育てていくために、今後とも景観に対する意識啓発を行います。 ・委託内容は府中市の業務を行う上で必要な作業等としています。また、周年事業の景観賞をもとに景観ガイドマップの作成を行っており、市民や事業者の景観意識啓発を目的としています。 ・委託については、内容を精査し優先順位を定め、費用対効果を見極めたうえで、必要な作業等を委託します。 ・業務委託先のコンサルタント会社には、市の施策を実施するうえで、行政の意思のもと必要な作業等を指示しています。	
取組スケジュール	24年度	委託内容については、事務事業点検での意見を踏まえ、次年度に向け優先順位等の検討を行う。	
	25年度	必要な作業等の委託を精査し、効果的な景観形成事業に取り組んでいく。	
	26年度以降	委託内容をより精査し、更なる景観形成を推進する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-12		法定外公共物管理事業	管理課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・払下げの計画を早急に策定すべき。その前提として地域で維持管理するよう働きかけていくべき。 ・払下げ計画の策定、市民協働の仕組みを導入すること。 ・市民による管理ができるものについては、市民が主体的に管理する方向も検討すべき。 ・1つの委託業者にだけ任せのではなく、市保有地の土地だが市民のボランティアによる清掃で、市民が使えるように柔軟に考えていただきたい。また、市の保有地の販売活動を開始していただきたい。 ・委託のあり方を見直しを図られたい。方向性としては、地域自治会等の協力、小規模事業の推進などの視点が考えられます。 ・特定少数が利用する水路等の維持については、利用者への指導をしてコスト削減する必要があると思います。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・法定外公共物は、公園や道路のように公の施設として一般の市民が利用するための機能を有していないため、市民協働による維持管理には課題が多いが、様々な視点からの管理手法を検討します。 ・法定外公共物は、まちづくりの資産として活用することから計画による払下げは行っておりません。したがって、法定外公共物の現状を把握し、まちづくりの視点から当該地の払下げの可否を判断しています。	
取組スケジュール	24年度	・法定外公共物管理維持委託の継続。 ・必要に応じた払下げの実施。	
	25年度	・法定外公共物管理維持委託の継続。 ・必要に応じた払下げの実施。	
	26年度以降	・法定外公共物管理維持委託の継続。 ・必要に応じた払下げの実施。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-13		介護予防推進センター管理運営事業	高齢者支援課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		①本来は今すぐ止めるべきだが、契約期間があるので5年の間で事案分析すべき。一般財源を使わないよう考えるべき。 ②効果を厳しく見込むべきである。介護予防、従事者増施策、交流サロンのものは分けて考えるべき。交流サロンは少なくとも他事業と併せ、統合すべき。 ③介護保険制度のあり方と併せて再検討が必要。 ④決算額や予算額が非常に大きい割合に、成果としてのデータがないし、介護予防教室には余りにも魅力がないので、参加者が少なすぎますし、再検討を願いたいですし、一般会計をそっくり使用して行う事業ではないと思います。 ⑤予防事業の地域センターへのふりわけを行っても予防事業全体の施策をそこなう事態には至らないように思う。・第Ⅱ期終了までに見直しすべき。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		①介護予防の推進における介護予防推進センターの位置づけや役割を明確化し、事業の成果及び介護予防の普及啓発の拠点施設として、介護予防サポーター等介護予防に係る人材育成を行います。地域支援事業費を介護予防推進センターの指定管理費に充当することは、現状では困難と考えます。 ②介護予防の効率的かつ効果的な推進のために、事業内容の見直し等検討し、専門職の確保と人件費の削減についても検討を行います。交流サロンについては、利用率等のデータ分析を行い、効率的な場の活用を検討します。 ③介護保険制度のあり方と介護予防の位置づけ等について整理します。 ④要介護及び要支援認定者の推移、事業参加者の個々の状況変化等事業の実施効果を評価できるデータの提示を行います。介護予防教室は、参加者にとって魅力あるメニューを検討し、参加者増を図ります。介護予防推進センターと地域の介護予防事業の位置づけや対象者等役割分担を明確にします。 ⑤地域支援事業実施要綱に基づいて、介護予防事業を展開しており、介護予防推進センターにおける一次予防対象者に対する介護予防事業を二次予防事業対象者の介護予防を実施している地域への振り分けは現状では困難であり、それぞれの役割分担を行ったうえで、介護予防の拠点施設として、地域の地域包括支援センター等関係機関と連携して、介護予防事業を展開することが必要であると考えます。さらに、介護予防推進センターでは、介護予防を支援する人材の育成を行っており、それらの人材と地域の関係機関等とのネットワークづくりの調整機能も有しており、高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、継続する支援を行います。また、施設のあり方については、全市的な取組みである公共施設マネジメントの考えの中で整理していきます。	
取組スケジュール	24年度	・介護予防推進センターと地域の役割分担の明確化の検討を行う。 ・委託料の見直しを行う。 ・事業効果の検証を継続実施する。	
	25年度	・魅力ある教室メニューの提案と参加者増を図る。 ・事業効果の検証を継続実施する。	
	26年度以降	・指定管理者としての法人評価を行う。 ・事業効果の検証を継続実施する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-14		地域介護予防事業(介護予防推進事業)	高齢者支援課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		①介護予防推進センターとの役割分担を明確に。出発点は、介護保険給付の中で賄うこと。そのうえで一般財源が必要か判断。 ②効果の測定をしっかりとやるべきであって、打ち手の見直しを考えていくべき。 ③コストに対する成果を判断できるデータの検討を。 ④介護保険の範囲内で一般会計にはみ出ないことが重要。抜本的見直しが必要と思うが、成果を上げるように目的意識をもって業務を考えていただきたいです。 ⑤人的資源の充実に特化する。さらなるコスト意識の強化などが必要ではないかと思う。 ⑥市として成果を把握しながら、介護予防に役立つことに特化していく。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		①介護予防推進センターとの役割分担(対象者・事業内容等)を明確に提示する。事業費については、地域支援事業費の範囲内で実施できるよう委託料の見直し及び効率的な事業展開を検討します。 ②要介護及び要支援認定者の推移、事業参加者の個々の状況変化等事業の実施効果を評価できるデータの提示を行います。事業への参加者増を図るための体験教室の実施方法や内容について検討します。 ③要介護及び要支援認定者の推移、事業参加者の個々の状況変化等事業の実施効果を評価できるデータの提示を行います。 ④地域支援事業費の範囲内で、より効率的かつ効果的な事業展開を検討し、委託料の単価設定等の見直しを行います。二次予防事業対象者が、より多くリスク改善教室に参加することによって、日常生活の中で自ら介護予防に継続的に取り組み、要介護状態への移行を防止できるよう、府中市独自の介護予防コーディネーターを活用し介護予防の普及啓発を強化します。 ⑤地域の中での自主的な介護予防活動が推進できるよう、介護予防の啓発普及を強化するとともに、介護予防サポーターを活用した取り組みを行います。介護予防推進事業を担当者の質的レベルを向上させるとともに、より効率的かつ効果的教室プログラムの検討を行うとともに、事業委託料の精査をします。 ⑥事業実施の効果の検証については、評価方法等や指標を検討し、介護予防の成果を把握し、介護予防に役立つような情報の提供及び自主グループの育成・支援を強化し、個々の状況に合わせた介護予防継続的活動を支援します。	
取組スケジュール	24年度	・介護予防推進センターと地域の役割分担の明確化の検討を行う。 ・委託料の見直しを行う(地域支援事業費の枠組みの検討を行う。) ・事業効果の検証を継続実施する。	
	25年度	・効率的かつ効果的なプログラムの検討を行う。 ・事業効果の検証を継続実施する。	
	26年度以降	・プログラムを実施する。 ・事業効果の検証を継続する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-15		有料ごみ収集管理事業	ごみ減量推進課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・非常に良い取組。目標値の見直し、市民PRを検討すべき。 ・ごみ収集、処理費用の話は、別途下げられないかと思うものの当該施策については、事業内容相当の額と思います。 ・市民の自覚に訴え、ごみ減量半分の目的達成は無理なので、それよりごみ収集のコストセーブを是非実現に向けて対策を練っていただきたい。 ・ごみの量について平成22年度比での全体像を市民に示していく中で、コンセンサスを得ていただきたい。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・目標値は、平成25年度までにごみ50%削減・リサイクル率日本一を掲げており、来年度に最終年を向えることから、現段階での目標値の見直しは行わずに市の目標値に対する達成状況などを自治会ローラー作戦・学校ローラー作戦及びイベント等で積極的にPRを行い目標の達成に努めます。 ・処理費用については、多摩川衛生組合での4市共同処理となっていることから、処理費用軽減について難しいが、収集方法については、平成25年度末で府中廃棄物処理事業協同組合との契約満了となることから、市民の利便性の確保と合わせてコスト削減を意識した収集方法について検討します。 ・ごみ減量50%削減・リサイクル率日本一の目標達成に向けては、市民のごみに対する意識向上が不可欠であり、引き続き自治会ローラー作戦・学校ローラー作戦及びイベント等での普及啓発活動を継続するとともに、コストセーブを図りながら目標達成に向け施策を展開します。 ・ごみの量については、平成23年度は、戸別収集・有料化のリバウンドにより、平成22年度と比較して総量で約1.9%の増となってしまったことから、平成22年度比での全体像を示していくなかで、ごみ減量・リサイクルの推進に対するコンセンサスを得るように努めます。	
取組スケジュール	24年度	目標達成に向けて現在、展開している施策を継続する。	
	25年度	平成26年度以降の目標は、第6次総合計画及び環境基本計画の方針に沿って設定していく。また、市民・事業者・行政の3者によりごみ減量に取り組んでいくことを目的にごみゼロ会議(仮称)の設置準備を行う。	
	26年度以降	第6次総合計画及び環境基本計画の方針を受け施策を展開する。また、ごみゼロ会議を設置して市民・事業者・行政の3者が連携してごみ減量に取り組む。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-16		リサイクル推進事業	ごみ減量推進課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・リサイクルにもお金がかかることの認識が必要。 ・リサイクル自転車については「廃止」すべきではないか。もっとより効率的なほかの手段も検討すべき。 ・リサイクル率の設定を見直し、コストと効果のバランスを。 ・リサイクルの費用対効果を考えた際、資源ゴミ回収をしてリサイクル率日本一を目指すことは本当に必要か再検討が必須。 ・ゴミ事業全体のコスト関係の表示を強化していただきたい。 ・費用対効果を考える。必ずしも日本一でなくて良い。家庭のゴミ出し抑制の啓蒙活動の推進。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・現在リサイクルにかかる経費は、効果と比べると高いが、リサイクルの重要性、他市の状況、導入の経緯から廃止は難しいと考えます。今後は、リサイクルによる効果をあげることで、コストを減らせるよう取組み内容を検討するとともに、リサイクルショップの活用等、ほかの手法も検討していきます。 ・リサイクル率の設定は市が目指すべき目標値であり、市民周知を図った後の目標の変更は、市民や事業者へのモチベーションの低下にもつながってしまい難しいと考えるが、目標の趣旨を変えない中での取組み内容などの変更は検討します。 ・今後は、広報や定期的に発行されるごみ新聞等を利用し啓発していきます。 ・費用対効果を考え、今後の見直しも視野に入れ検討します。ごみ出し抑制については、発生抑制も考え、市民及び事業者の協力を求めています。	
取組スケジュール	24年度	コストと効果のバランスを調整し事業を継続します。	
	25年度	コストと効果のバランスを調整し事業を継続します。	
	26年度以降	コストと効果のバランスを調整し事業を継続します。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-17		健康増進事業	健康推進課
点検結果		不要	
点検での意見		・行政のやるべき事業ではない。 ・測定は必要なし。トレーニング指導は、トレーニング室そのものが不要ゆえ不要と考える。 ・民間の同様施設が多くある中、市で運営していく理由が無い。 ・一般財源を使ってまでやる事業とは思われないので、抜本的見直しが必須。市民の自助努力が必要。 ・公設公営のジムはいらない。 ・民間に任せる方向で。市の財源の有効活用をすることを最優先すべきと思います。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・トレーニング室は高齢者の利用が多く、利用者数は年々増加している。高齢化社会を迎えるなか、健康増進事業は、日常生活や栄養、運動に関する指導を一体的に行う事業であり、市民の運動のための動機付けや運動の習慣化などを図るためにも必要な事業であると考えます。なお、本事業の利用を一層促進するため、健康度測定を廃止するとともに、トレーニング室を健康増進室に変更し、トレーニング室を運動実践のみを行う場ではなく、健康情報発信の場ととらえ、保健師や栄養士による生活相談、栄養相談などの各種相談や教育体制を充実させるほか、運動器具に頼ることのない運動プログラムの実施による健康づくり支援など、健康の保持や増進のための更なる活用の場とするための検討を行っています。 ・健康度測定は平成24年度をもって廃止する。トレーニング室は高齢者の利用が多く、利用者数は年々増加しており、高齢化社会を迎えるなか、日常生活や栄養、運動に関する指導を一体的に行う事業であり、市民の運動のための動機付けや運動の習慣化などを図るためにも必要な事業と考えます。なお、トレーニング室を健康増進室に変更し、トレーニング室を運動実践のみを行う場ではなく、健康情報発信の場ととらえ、保健師や栄養士による保健相談、栄養相談などの各種相談や教育体制を充実させるほか、運動器具に頼ることのない運動プログラムの実施による健康づくりの支援など、健康の保持や増進のための更なる活用の場とするための検討を行います。	
取組スケジュール	24年度	事業の実施内容の見直しを検討。	
	25年度	見直し後の実施内容で事業を実施(予定)。	
	26年度以降	見直し後の実施内容で事業を実施(予定)。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-18		歯科検診事業(歯の衛生週間健診費)	健康推進課
点検結果		不要	
点検での意見		・目的達成の手段として全く不適當。ターゲット分析も全くできていない。単なる歯科医師会への補助金にしかになっていない。 ・全ての点で成人歯科検診で代替できる。 ・目標達成のための手段として妥当性がない。支出の根拠としてもおかしい。 ・市役所の事業の中には信じられないほど税金の無駄遣いがあり、患者が検診に訪れない歯科医院に2日間で10万円以上支払いがあるなど信じられない。即、事業の廃止を願いたい。 ・歯の衛生週間と秋の期間に歯科検診をするような抜本的に見直してください。	
市の方針		廃止	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・本事業の目的は、「歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着・早期発見・早期治療の徹底により、一生自分の歯で食べることのできる状態の市民を増やす」ことであり、その達成のために実施しています。しかし、本事業は受診者の年齢に関わらず同じ健診票を用いており、平成23年8月に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」等により、ライフステージに応じた健診が求められており、成人歯科健診は年齢層に応じた健診を実施していることや実施期間が2か月間という長期にわたる点などにおいては、成人歯科健診の実施範囲が本事業を含むものと考え、健診を一本化することを検討します。 ・本事業の実施方法は目的達成のために妥当と考えます。また、支出の根拠は歯科医師会と事業ごとに金額を設定しておりますが、より明確にするよう努めます。 ・本事業は、歯の衛生週間をきっかけに口腔内の健康を見直すきっかけにしてもらうことも期待しており、原則予約制だが予約がなく受診できることが特徴です。市内協力医療機関がいつでも市民を受け入れられる体制を整えるために費用を支払っておりますが、健診受診者がいない医療機関に対して支払うことは、市民の理解を得ることは難しく、実施方法に課題があると考えます。 ・「歯科口腔保健の推進に関する基本事項」では、「過去1年に歯科健康診査を受診した者の増加」を具体目標として掲げていることから、行政が実施する歯科健診は年に1度実施することが求められています。成人歯科健診との一本化に向けて検討を進めます。	
取組スケジュール	24年度	既に事業実施済み。 歯の衛生週間の健診事業の廃止に向け、歯科医師会と協議。	
	25年度	検診事業は廃止、「歯の衛生週間」の重要性に鑑み、6/4～6/10の本週間の期間近くで、市職員が直接啓発活動を実施する場を設定する。	
	26年度以降	検診事業は廃止、「歯の衛生週間」の重要性に鑑み、6/4～6/10の本週間の期間近くで、市職員が直接啓発活動を実施する場を設定する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-19		障害者自立移動支援事業(心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業)	障害者福祉課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・基本は所得制限を設けるべき。その際、他の障害者施策と合わせて考える。現金、現物給付の逆転現象が起きないような配慮が必要。 ・ニーズ把握に努めていただき、ある程度の見直しを適時実施していただきたく思います。所得制限については導入すべき。限度リットル数の上限運用の年単位運用も月単位とすべき。 ・所得制限については該当がある、ない、だけではなく、制度の趣旨への信頼性の面からも必要。 ・助成金支給までの手続きの流れの②がザルの。本当に障害者が運転したか、家族が運転した車に障害者が同乗したか不明！市民の税金の均等分配に留意していただきたいです。 ・所得制限の導入は必要と思います。基本的には推進すべき事業なので改善をお願いします。 ・所得制限をかける。コストを削減することを検討するべきだと思います。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・所得制限の適用を検討、実施します。 ・上限運用を月単位にするべきとの意見ですが、宿泊を伴うような長距離の外出に制限をかけることになり、障害者の自由な外出、社会参加を支援することが事業の目的であることから、困難と考えます。 ・本事業の登録車両を障害者本人が運転したか、障害者が乗車していたかをチェックできていないという指摘はありますが、障害者の各種手続きのために家族のみで運転することもあることから、厳格な線引きは困難と考えます。 利用上限に対しての利用率が約77%であることから、対象車両と関係ないガソリン費まで際限なく請求しているとは考えられません。不自然な給油に基づく請求に対しては、引き続きチェックをかけ、市民との信頼関係の中で、本事業を実施していきます。 ・所得制限の導入について検討し、一定の期間を設けて利用者に周知のうえ、実施します。	
取組スケジュール	24年度	所得制限のあり方、基準について検討する。	
	25年度	更新時に、所得制限実施を周知し、利用者の理解を求める。	
	26年度以降	所得制限を実施する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
1-20		障害者作業委託事業	障害者福祉課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・障害者施設も一事業者として考えるべき。障害者のために仕事を作り出すのではなく、行政が関与すべき仕事を障害者に担ってもらうという考え方、その意味で事業者を変えて所管を移すべき。 ・自立支援の観点から、市場への橋渡しとなる支援方法とすべき。 ・障害者施設が実施する事業であっても、一般事業者と同様に評価して対価を支払う形に変えられたら素晴らしい。 ・障害者支援の温かみが伝わってこない。5時間公園を清掃して495円という賃金は余りにも低額。公園管理をしている課と一緒にした方が税金の使い方が有効に使われ障害者にやりがいをもっていただけたらと思う。 ・現行通りの金額水準を確保したうえで、より前向きな自立のための事業の位置付けを図ることには賛成する。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・行政が関与すべき業務を障害者に担ってもらうということについては、指摘のとおりと考えます。今後も、障害者施設との話し合いを継続する中で、受注できる業務の開拓に努めます。 - 所管を変更することについては、障害者施設の意向を十分聞く中で検討していきます。 ・市場への橋渡しとなる支援方法について、障害者施設の意向を十分聞く中で検討していきます。 ・障害者施設の実施事業が、一般事業者と同様に評価され、対価が得られるよう、市は、作業所等経営ネットワーク支援事業を展開し、共同受注・共同販売・共同製品開発などに取り組んでいます。障害者作業委託事業については、民間事業所として対応できるかについて、障害者施設の意向を十分聞く中で検討していきます。 ・495円は、時給換算した場合の金額であり、5時間であれば2,475円となりますが、最低賃金単価とは乖離のある金額ですが、一方、一般的な障害者の工賃は時給200円程度であり、本事業の作業は、障害者にやりがいや労働意欲を促進するものと考えます。しかし、本事業を見直す中で、工賃向上につながる方策が見い出せれば、シフトしていきたいと考えます。 ・福祉的就労の要素を残した現行の方法を維持するのか、ひとつの民間事業所として、リスクがあっても一定の質を提供し、妥当な賃金を得る道を選ぶのかを、受注先の障害者施設と十分話し合いを行います。	
取組スケジュール	24年度	受注している障害者施設の意向調査、ヒアリングを実施する。	
	25年度	民間事業所としての参入を希望する場合には、公園維持管理担当課と協議し、対等な立場での参入を検討する。	
	26年度以降	25年度の検討結果に沿って、事業を実施する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-1		広報事業(テレビ広報事業)	広報課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		・広域的に視聴可能であることから、「市民向け」のみでなく「シティプロモーション」という考え方も必要ではないか。効果の検証が必要。コストについて、委託料が適正か、客観的な説明が必要。 ・広報戦略が明確でない。J-COMの行政への依存度が不明。出資や事業委託により支援しているか否か不明。対象者数が不明(把握できない)→TVやめて再生可能な動画手段などヘシフトしていくべきではないか。 ・放映と番組制作とを一体の委託契約では、適正な契約額であるか否かの検証が困難。映像での広報の必要性は認められるものの、現在の手法では投資効果がはっきりしない。広報効果ははっきりしない広報戦略の中で、ターゲット、情報内容、媒体(ケーブルのインターネット)の位置付けをはっきりさせるべきと考える。 ・予算の大半は制作費であり、J-COMへ委託している。一部はJ-COM自体が制作しても良いはず(半分程度)。製作をJ-COM以外でも見積りすべき。 ・テレビ広報としての戦略が見えない。(情報弱者への対応)市報の繰り返しとしか見えない。高齢者、子どもを対象にしているようだが、コンテンツが追いついていないと思われる。→映像を流すことがその答えではない。 ・番組制作について、競争入札ですすめてはどうか。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		市からの情報発信は、わかりやすく、できる限り多くの市民に伝わるように取り組んでいます。また、災害時等においても、必要な情報を広範かつ迅速に発信できる体制を整える必要があります。そのため、紙媒体の広報ふちゅう・自治会回覧板・掲示板、インターネット媒体の市ホームページ・メール配信・ツイッター、テレビ媒体のテレビ広報など多くの媒体を活用することが重要であると考えます。 ・テレビ広報の放送エリアは市外にも及んでおり、映像はインターネットでも公開していることから、シティプロモーションの視点も踏まえ、より市の特性や魅力を表現できる番組となるよう努めます。 ・テレビ広報の効果は、視聴率としては把握できないが、平成21年度市政世論調査では、テレビ広報をよく利用する人の割合は15.8%、テレビ広報をよく見る・たまに見る人の割合は34.6%となっている。今後もアンケート調査により把握に努めます。 ・テレビ広報事業は、ジェイコム東京の経営支援を目的としているものではないが、ジェイコム東京が地域メディアとして事業を展開していく中では、株主となっている本市としては、できる限り協力したいと考えます。 ・インターネットで視聴できる動画も、ツールの1つと捉えているが、現時点では、インターネット媒体は若年層の利用割合が多く、テレビ媒体は中高年層の利用割合が多いことから、テレビ媒体をなくし、インターネット媒体のみにすることは時期尚早と考えます。 ・「テレビ」は、様々な世代の方が手軽に利用できる情報取得ツールと捉えています。テレビ広報では、市からのお知らせに加え、様々な特集をし、概ね好評を得ています。特集では、市の事業・イベントや市民の活動の様子、市の歴史などを扱っており、映像でわかりやすく伝えることで、市民参加や市民との協働を推進していると考えています。 ・ジェイコムでは、市のテレビ広報とは異なる地域情報番組を制作・放映しています。近年、府中密着とはいかない状況となっておりますが、できる限り市の情報をジェイコムへ提供し、連携を図っていききたいと考えています。 ・制作方法・内容・費用は、他市の状況等を見ながら、よりよいものとなるよう検討します。	
取組スケジュール	24年度	・市民の各種広報媒体利用状況の把握。 ・経費や番組内容の見直しを検討・決定。	
	25年度	・市民の各種広報媒体利用状況の把握と事業見直しの検討。	
	26年度以降	・市民の各種広報媒体利用状況の把握と事業見直しの検討。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-2		文書管理事務	総務管理課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・早急に文書管理システムを導入し、コスト削減を図るべき。市役所全体の文書に総コストを成果目標にするなど。 ・デジタル化・システム化と現行の管理事務との総量(紙、人件費含めた)調査が必要。その上で、どの手段をとるか検討すべきである。さらに、保存年数や保存場所の見直しも必要である。内部事務はとかく後回しになりがち。貴重な人件費を投入し、貴重な施設費がかかること。 ・印刷業務について、外注との品質、コストの比較をした上で、全庁的な効率化を図るべき。そのためには、財政・所管との協力による全庁的なルールが必要。文書保存については、適正な保存となっているか、引継時(水際の)のチェック・監査が必要と考える。 ・印刷物の削減は必要であり。文書管理システム導入(抜本的な見直し)が必要。保管年数の見直しと記録媒体への移行等。 ・外部保存、内部保存を下げる努力を継続してほしい。改善が見えず、現状が妥当との判断しか見えない。市役所内部での努力も必要(コスト対効果)。コストに人件費・サービスも含まれることを理解する。 ・保管のコストダウンに努める。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・文書管理システムについては、導入経費やランニングコストの費用対効果を見極めて、導入の検討を行います。 ・保存文書の適切な管理及び総量の削減を行うため、平成25年度に文書ファイル監査(仮称)を各部1課に対して行い、平成26年度以降は、平成25年度の課題や問題点を整理し、監査の質を高め、適切な文書の管理を進めます。 ・文書ファイルを年度ごと(3年周期)に色を変え、文書引継ぎを速やかに行えるようにします。 ・印刷業務については、印刷室の業務量と人員の配置について適正化を図ります。また、庁内印刷室での印刷が可能なものは、印刷室で印刷を行うよう、文書事務説明会の際に各課に案内を行います。 ・庁舎建替えに伴う文書保管庫のあり方、容量について庁舎建替えを行った自治体を参考に検討を行います。	
取組スケジュール	24年度	文書管理システムを導入し、庁舎建替えを行った近隣市の自治体に視察を行う。 文書ファイル監査(仮称)に向けた基準を作成する。 文書事務説明会で、文書ファイル監査(仮称)の実施、年度ごとに文書ファイルの色を変えることを周知する。	
	25年度	本市における文書管理システムの検討を行う。 文書ファイル監査(仮称)を各部1課を目標に実施する。	
	26年度以降	前年度の検討結果により、本市の文書管理システムのあり方を示す。 文書ファイル監査(仮称)については、前年度の実績をもとに基準を精査し、実施する。 平成25年度までは、これまでの白色とし、平成26年度から文書ファイルの色を変更する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-3		奨学資金給付事業	総務課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		・この事業を経済的支援策と人材育成との2つの位置づけとして分けて考えることもできるのではないか。 ・給付なら成果が求められるが、成果の説明ができないのでは、目標達成をはかれないのではないか。「社会貢献の人材育成～」は目標が不明確。「貸付金」との手段比較をすべき。裾野を広げることも必要とは考えるが、ニーズ把握ができていない。優秀な子ども育成なら、所得制限はなくてもよいのではないか。 ・市としての奨学金制度の方針、方向性とその中での本事業の位置づけが明確でない。また、義務教育の就学援助との連携を高校進学率が高い状況の中では必要と考える。そのうえで対象者、選考方法、金額の再検討が必要。 ・東京都育英資金の制度に移行すべきではないか。給付とする必要性も疑問。 ・福祉事案なのか教育的な事案なのか明確な方針変更の時期が来ている。給付、貸付の内容、対象者の見直しが必要。もはや国としての取組みが必要。 ・国、都、広域で実施する。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・市では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方を対象と捉えているので、現在は、対象を分けることは考えていないが、今後、奨学生選考審査会と給付奨学金の方向性について協議する中で、対象者の考え方についても検討します。 ・修学困難者が、奨学金を受けることで安定的な修学環境を保持し、無事に卒業すること、またその後の進路に発展させていくことを、制度の目的としており、その成果は、毎年得られていると考えています。「貸付金」については、今後は貸付奨学金も含めた奨学金の方向性を、審査委員会と協議し、あわせて対象者についても現行の考え方でもよい、検討します。 ・義務教育の就学援助は福祉的な意味が強いが、奨学金とは同種ではないと考えています。経済的困窮者に対する支援策だけではなく、人材育成も目的としているものです。現行ではその二つの目的を分けては考えておりませんが、今後の事業について、対象者、金額等は現行を変える必要があるか検討します。 ・現行は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方を対象と捉えていますが、奨学生選考審査会と市の奨学金制度の趣旨を再検討し、対象者についても協議します。 ・国、都との連携等は考えていないが、奨学生選考審査会と協議します。	
取組スケジュール	24年度	奨学生選考審査会と、協議を行う。	
	25年度	教育委員会の方向性を確定させる。	
	26年度以降	方向性の決定に伴い、法制度などの見直し、事業の統廃合に係る事務整備を行う。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-4		市民芸術文化祭運営事業	文化振興課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		・参加者が固定化するなど、マンネリ化していないか。団体の構成員数について説明ができないなど、説明責任が果たされていない。 ・実行委員会への委託の内容が十分把握されていない。市が主体で行っているとは言えない。現状が分からないのは無責任ではないかと言われても仕方ない。裾野が広がっていない。文化祭の効果が見えてこない。 ・一部に市民公募の手法をとっているものの、受益者(参加者)が限られた事業を継続させているだけのように見える。各参加企画を公募の補助金型とする等、手法変更の余地があり、抜本的な見直しが必要。 ・他市と比べて費用が多い。市が主体で運営するなら全体の圧縮を考えるべきではないか。各団体への補助となっていないかとの疑問がある。 ・参加、参観したい人は200円を持っていく事業。市が負担すべきものではない。 ・38団体+11団体の各自負担金をとる。今は補助金となっている。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・本事業の成果として、事業の参加団体の会員数を増やすこと(＝裾野を広げる)に力点をおくべきとの意見が出されたことから、今後は、参加団体の会員数の把握に努めるとともに、芸術文化祭の一般参加者等に対して、団体への入会案内を推進して団体の会員数増につなげていけるように、実行委員会と協議します。 ・年々、実行委員会への委託料を削減してきた中で、現状では、委託料のみでは、市民が期待する内容の事業が実施できないため、多くの団体が、自ら費用負担して事業を行っています。しかし、本事業は、長い歴史の中で、市と市民が協力して作り上げてきたものであり、そうした経緯を鑑み、今後も本事業は、市が主体となって実施すべき事業として位置づけてものと考えます。 ・他市が行っている同類の事業と、費用対効果を単純に比較するのは難しいと考えるが、点検委員の意見を真摯に受けとめ、効果的かつ安価な実施方法を検討していく必要があると考えます。再来年度には本事業の50周年記念事業を企画したいと考えているが、その後は、開催会場の見直しや開催期間の縮減などについて実行委員会と協議します。 ・事業の参加者から参加料を徴収しているが、参観者からは参観料を徴収していない。参観料を徴収すると、大幅な参観者数の減少が見込まれることから、参観料の徴収については、実行委員会とも協議し、慎重に取り組むべき課題であると考えます。 ・これまで本市では、文化の振興について市民と協働して主体的に取り組んできており、その結果、現在では他市に誇る伝統芸能や芸術文化が地域に根付き、発展してきました。本事業についても、こうした点を考慮しつつ、事業の改善について、実行委員会や各文化団体と協議しながら検証します。	
取組スケジュール	24年度	参加団体会員数の調査・把握。	
	25年度	参加団体会員数の調査・把握、開催会場の見直しや開催期間の縮減などの検討。	
	26年度以降	参加団体会員数の調査・把握、開催会場の見直しや開催期間の縮減などによる事業の再構築。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-5		補助金 公会堂設置費等	市民活動支援課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・補助率の見直しなど、持続可能な制度とすべき。 ・補助基準が明確でなく(エリア内の人口、面積割合など)格差が生じる。市全体のコミュニティ施設のあり方も再考すべき。中長期ビジョン、施設改修、統廃合も含め、市の方針を明確にし、今後の補助のあり方も検討してほしい。 ・施設の新設や改修は自治会・町会の意志によるものとしても、現行の補助率からみれば公的な関与は高いものと判断するため、市全域を対象としたコミュニティ施設の配置計画(他目的施設の利用も含む)、補助メニューの見直しが必要。 ・公会堂の稼働率に差がありそう。調査が必要で統廃合も検討すべき。(例)補助についても稼働率によって差をつける。 ・耐震性等の考慮もしてほしい。中長期的な視点を持って取り組んでほしい。補助をする実施範囲においても、自治会の統廃合やコミュニティの活性化の視点も含む見直しを考える。 ・築30年が50軒あるなど今後の改修に伴う市負担など長期的に見たビジョンが必要。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・自治会は市との協働相手として重要な役割を担っていることから、自治会が地域コミュニティの活動拠点として自主管理している公会堂整備に市が補助金を交付しています。補助率については他市の状況も考慮し、見直しを進めていきます。 ・補助基準は、自治会の負担などや公会堂を持たない自治会などとの公平性を考慮したうえで一定の基準を設けており、補助率を検討すること除いては現行の制度を継続していきます。 ・公会堂の統廃合については、市が関与できる問題ではなく、自治会が自主的な運営と判断するものと考えます。 ・それぞれの自治会で運営方針を決めていることから、稼働率の増加について意見を申し伝えることは難しいと考えます。 ・築年数がかなり経過している公会堂が多いため、耐震や改修工事が今後増えていくことが考えられるため、限られた予算の中で多くの要望に対応するためには、補助率の見直しを行うとともに、毎年実施している自治会へのアンケート調査結果を踏まえ予算措置を検討していきます。	
取組スケジュール	24年度	制度は継続するが、他市の実態を見極め補助率等を見直すための検討を行う。	
	25年度	制度は継続するが、他市の実態を見極め補助率等を見直すための検討を行う。	
	26年度以降	制度は継続するが、補助率等を見直す。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-6		女性活動推進事業	市民活動支援課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・施設としての女性センターのあり方を再考すべき。他のセクションが実行する事業に「男女共同参画」とするなど、市全体で取り組むスタンスを示す。 ・課題を明確にとらえ、必要な講座に集中すべきではないか。他部署と連携して広い地域や多くの場所で意識改革の働きかけをすべきではないか。もう「女性のための施設」などの色分けはやめ、一般利用に向けた施設も考えてよいのでは。 ・男女共同参画に関する事業をセンター中心に実施されているが、それにこだわらず、市の他部署が行っている事業に男女共同参画の視点を盛り込むなど、市をあげての取り組みが必要。センター設置の評価は別に行うべき。 ・女性センターの維持費(約2,800万)はなぜこの事業に含まれないのか。市は施設が多すぎる。統合を考えるべき。 ・男女共同参画のための、講座内容、施設規模の見直しが必要。男性を積極的に参加・利用できる仕組みが見えない。(参加への壁がある”構成員の条件とか”) ・男女共同参画に対し問題意識をもってほしい。課題の洗い出し。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・女性センターは男女共同参画社会を形成するための拠点として重要な役割を担っており、事業内容を見直す中で今後も啓発活動や市民団体の支援に努めます。 ・委員から他のセクションが実行する事業に「男女共同参画」とするなど、市全体で取り組むスタンスを示すよう指摘があり、平成24年度については、高齢者支援課と連携協働しクールシェアを目的とした「涼やかサロン」を実施しており、今後も他課と連携を深めることができる事業を検討していきます。 ・「女性センター」という施設名称から男性が入りづらいという意見も以前はあったが、男性向けの講座を開催したことなどにより、男性の来場者は増えてきています。委員からは一般利用に向けた施設開放という意見があったが、文化センターと同じ利用条件にしてしまうと、本来の目的である「男女共同参画」の意味合いが薄れることが懸念されるため、積極的に検討することは難しいと考えます。 ・今後については男女共同参画に関してどのような支援が必要なのかを調査し、よりよい施設運営に努めていきます。	
取組スケジュール	24年度	講座やセミナーの内容を充実するための検討を行う。また、男女共同参画に関する支援のニーズ調査を行い講座の充実を図る。	
	25年度	男性にも活用される施設とするため、講座やセミナーの内容を検討するとともに、他課との連携事業についての可能性を検討する。	
	26年度以降	女性センター登録団体主催事業が積極的に展開されるよう支援し、より多くの市民が来館する施設運営を目指す。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-7		子ども家庭支援センター管理運営事業	子育て支援課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・民間事業者の育成を進めるべきではないか。地域の子育て力を向上させるため、地域型ひろば事業も推進すべき。 ・民間へ事業を移すことも必要。代替の機関も多数あることを考えれば、行政の範囲を再考しても良いのでは。施設のあり方。あと30年このまま設置するのか。他の施設へ移転し、民間に貸すことにより収入確保策も考えなければいけないのでは。 ・様々な選択肢を用意することにこしたことはないが、機能の重複が見られる。交流ひろばについて、2センターの役割分担、たっちと各保育所のひろばとの関係もよく見えない。整理が必要と考える。 ・くるるの施設はあまりにも大きい。維持費だけでも3千5百万円はムダである。他の活用をすべき。民間活用を更に進めるべきである。 ・他の場所での事業もあるため、連携を図り、民間への委託や、規模縮小は必要。 ・民間の活力を利用する。行政との役割分担を図る。グレードが高いサービスである。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・「たっち」のひろばやりフレッシュ保育事業については、民間で実施している同種の事業とは異なり、専門職員が配置されていることで、専門的な視点から児童虐待や養育困難なケースを発見したり、児童の発達を含め気になる親子への声かけなど、相談につなぐ体制をとっています。また、「たっち」に相談に来た親子に、ひろばやりフレッシュ保育サービスを紹介し、利用していただくことで、緊張した親子関係を解すなどのねらいがあり、当面、「たっち」で実施していく必要性があると考えています。しかし、事業の運営に関しては、特定な法人に限らず効率的、効果的な事業運営を進めるためのあり方について検討する必要があると考えます。 ・「たっち」が既に市民に広く認知されていること、駅に隣接していることから気軽に利用しやすく親子の交流や仲間づくりの機会が拡大につながることから、移転や民間への施設貸しなどは、考えておりません。現在の立地条件に近い、市の中心で交通の利便性が、ある程度確保できる公共施設で実施可能な場所があれば、検討の余地はあると考えます。 ・「しらとり」の交流ひろばでは、市内の北西部にひろば事業の展開がなかったことから、従来実施していた日中の相談業務と、月2回実施していたオープンルームを発展的に見直しし、たっちひろばと同様に北西部の拠点として事業展開したものです。また、保育所のひろば事業は、保育検討協議会での検討結果を踏まえ、市立保育所への民間活力の積極的な活用や、子育て支援のあり方など、発展的な見直し等の検討を進めます。	
取組スケジュール	24年度	民間活力の更なる活用も含め、効果的な事業のあり方を検討する。	
	25年度	保育検討協議会の検討結果等を踏まえ、内容の精査を行う。	
	26年度以降	子ども・子育て新システムの進捗状況等を踏まえ、総合的な見直しを行う。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-8		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	子育て支援課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・民間事業者(ヘルパー)と地域力(ファミリーサポートセンター事業)とのバランスを考える必要がある。少数世帯が多くサービスを受益している現状を分析すべき。 ・(株)かたばみとの随意契約の理由がうすい。ファミリーサポートの拡大・工夫などを行い、地域で見守るという考えが必要。ニーズ把握はどうか。2400世帯のうち28世帯しかない。 ・最終的なセーフティネットであるため、受益が偏る結果は仕方ない点もあるが、登録者が少ないことについての分析が必要。委託契約か他の手法か、集団の検討が必要。 ・目的として、①育児支援、②家事手伝い、③自立した生活支援が考えられる。①・②であれば、事業者へのチケット制にするか。③であれば、就業の機会を提供することが重要。 ・あまりにも非効率。子どもへの対応に限定すべき。委託先業者の見直しも必要。 ・競走入札をやってほしい。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・当事業については、様々な制約(回数や利用時間、送迎不可等)があるため、当事業での対応が難しい場合はNPO法人によるホームヘルプサービス(以下NPO)やファミリーサポートセンター(以下ファミサポ)等の別のサービスを紹介しており、利用者にはファミサポやトワイライト、延長保育等のサービスを利用されている方も多くいます。しかし、NPOやファミサポ等民間サービスの利用についてアンケートをしたところ、半数以上が利用しようと思わないと回答しており、そのほとんどが経済的な負担が理由となっていました。また、ファミサポについては提供会員が見つからないという場合も多く、他のサービスの利用は、経済的理由や供給の面から現実的には難しい状況となっています。ただ、当事業だけでは限界があるため、今後も個々のケースの状況に応じて民間のサービス等も上手く組み合わせながら支援を行う必要性があると考えます。 ・当事業の周知については、ひとり親制度(手当や医療費助成)の申請時の案内や「わたしの便利帳」、子育て情報誌の「子育てのたまたま箱」、府中市ホームページ、府中市子育てサポート応援サイトにて行っています。案内漏れ等により当事業の必要な方にサービスの提供ができないことのないよう、現状の周知方法について検討します。また、周知を図ることにより、併せてニーズを適切に把握するよう努めます。 ・ひとり親となってからしばらくの間は生活環境が急変するため環境が整うまではセーフティネットとして手厚い支援が必要と考えるが、年1回の更新手続きである現況届の際に生活状況等を把握し、生活環境の変化に応じて当事業の利用が適切かどうか等の見直しを図ります。 ・現在、委託事業者1社と随意契約であるが、当事業が東京都の要綱に沿って行われているものであり、この委託先事業者は、東京都と協定を取り交わしている家政婦紹介所等の事業所となっています。東京都に確認したところ、安価な委託料で契約できる事業は、当市においても現在の事業所以外では難しいであろうとの回答であった。東京都と協定を取り交わしている市内の他の家政婦紹介所は、介護保険や高齢者中心のサービスを行っている状況であり、ひとり親ホームヘルプというサービスの特性から信頼・実績のある事業所と委託契約をしている状況であるなど、これらの状況から他の事業所との契約や競争入札は難しいと考えます。 ・利用者負担額については、セーフティネットであることを考慮しつつ、一般世帯との不公平性がないよう、今後検討を行います。 ・サービス内容については、ひとり親家庭の生活安定のためには多少の家事支援も必要と考えており、保護者不在等による育児支援を中心にできる範囲で家事支援を行うものと考えます。	
取組スケジュール	24年度	周知方法の検討。 利用者負担額について検討。 ニーズの把握。	
	25年度	周知方法の見直し。 利用者負担額について見直し。 ニーズの把握(児童扶養手当現況時)・分析。	
	26年度以降	利用者負担額の変更。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-9		商店街補助事業(補助金 商店街共同施設電気料)	経済観光課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・新規の設置事業に補助し、電気料金には95%の補助をする。このスキームが持続可能とは思えない。抜本的な見直しが必要。 ・補助の基準不明確…都市の機能として最低備えるべき防犯灯と付加価値をつけるための装飾街路灯の違いを考え、どこまで補助するのか再考すべきでは。改修新設の補助についても手厚いが設置費の契約などを審査をし、適正価格を考えていくべきではないか。 ・補助率について防犯灯の機能分を数値化した上で再検討し、市の経済振興支援分と商店街の受益者負担分との線引きをするべきと考える。 ・電気代の95%を補助するという考え方はNG、受益者負担の考え方から見ても疑問。 ・市として観光・通商を守る意味はある。ただし、さびれている商店街に投資するなど選別をしてほしい(さびれるのは街路灯の問題ではない)。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・現状でも予算の範囲内での事業実施であり、補助対象経費の95%までの補助はできていない。スキーム維持のためLED化の支援を検討します。 ・商店街支援と受益者負担分については、検討の必要はあるが、本市の現状から、補助率を下げることは商店会の負担が増えることから難しいと考えます。 ・街路灯がないとさびれるとは考えていないが、一要因となるとは考えている。商店街ごとの状況に応じて支援を変更するのは基準が明確にできないため、難しいものと考えます。 ・本市は、他市と違い小さな商店街が多く、商店数の少ない商店会では、現状を維持することも苦しいのが現状であり、防犯灯に切り替える場合においても、撤去費を商店会が負担しなければならないことから、単純に補助率を下げることは、商店会の経費節減により商店街区間の街路灯が点灯していない道路をつくりかねないため、装飾灯の新設・改修や受益者負担の考え方も含め、他の支援策を検討した上で、当該補助事業のあり方を検討する必要があると考えます。	
取組スケジュール	24年度	市の負担が長期的にみて減額できるよう、LED化に向けた検討を行うとともに、補助率あり方を検討する。	
	25年度	市の負担が長期的にみて減額できるよう、LED化に向けた検討を行うとともに、補助率あり方を検討する。	
	26年度以降	市の負担が長期的にみて減額できるよう、LED化を含めた検討結果に基づき見直しを進める。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-10		観光振興事業	経済観光課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		・観光資源はある。戦略的に進めれば、効果は上がると思われる。 ・協会への補助、委託をゼロベースで見直し。市の戦略としてどうするのか、ターゲットをしぼらないとピントがぼけたままになってしまう。 ・観光施策全体(予算総額も含め)の把握が不十分。施設のあり方、観光協会のあり方を含め、役割分担と機能の整理が必要であるとする。 ・市の観光振興(将来350万人客)のビジョンがみえない。観光協会の中身を見直すべき。 ・観光事業としてのあり方を見直すべき。戦略性がみえない。一定の緊張感が必要。観光協会ありきの考え方でよいか。今まで以上の成果を求めるのであれば、あり方を見直すべき。 ・観光協会と市の役割分担を明確にする。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・観光戦略については、観光振興プランを基本として効果的に実施します。また、日帰り者や宿泊者及び年齢層、居住地など、ターゲットを絞った観光PRを推進していきます。 ・観光協会は専門団体として、委託先に最もふさわしい団体として認識していますが、委託内容等については今後、精査し委託費縮小に努めます。 ・観光協会のあり方については、当該団体に意見内容を伝えます。 ・市と観光協会の役割分担については、観光振興プランに明記してありますが、委員からの指摘内容を踏まえ、どのような形態が本市の観光施策に効果的か再度、検討していきます。	
取組スケジュール	24年度	観光振興プランを基本として、観光協会や他団体と観光施策における役割分担について、協議・検討していきます。	
	25年度	観光振興連絡会等において、効果的な観光施策の推進に向け検討していきます。	
	26年度以降	前年度、検討した結果をもとに、観光施策を推進するとともに、引き続き効果的な手法・施策について検討していきます。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-11		シルバー人材センター支援事業(シルバー人材センター運営費補助金)	高齢者支援課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		①人件費全額補助というルールは早急に見直すべき。発注額の8%を事務費として支出しているので、補助金を合計すると1億円近くなっていることについて検討すべき。 ②高齢者のニーズに合わせるのではなく、社会ニーズに合った業務展開をすべきではないか。その企画こそ、シルバーで工夫すべきではないか。組織のあり方を再考すべき。補助対象の職員が自ら持続可能な団体とすべき。 ③職員配置の見直し。給料体系の見直し。剰余金多額の状況。事務費8%について補助金より先引きし、不足額に対して行政が満額支援するのではなく、2分の1支援とし、自己努力、自立した経営ができるよう人材センターの経営のあり方を抜本的に見直すこと。 ④就労機会を求める高齢者が増加するが、市がすべてを負担するのは必ず厳しくなる。自転車の整理に時給870円は高すぎる。一方、シルバー人材センター自体の費用も1億近いのは問題。 ⑤一部の市民のためにかかる事業費が過大。徹底的な見直しも意図して「不要」とします。手段と目的が違う。 ⑥職員の給与を民間の単価に見直す。補助金の見直し。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		【各委員の意見に対する見解】 ① シルバー人材センター(以下「センター」といいます。)の安定的な運営のため、現状、人件費補助はやむを得ないところがあると認識しているが、補助額や対象範囲等については見直す余地があるため、関連団体を所管する部署と共同し、補助金制度の在り方について検討します。なお、市発注額の8%の事務費は労働力の対価そのものであり、単純に補助金と合算することはできないものと考えます。 ② センターは、生計を目的としない高齢者の就労の機会や社会参加の場の提供を目的としているため、まずは高齢者のニーズありきという考え方はやむを得ないと考えます。一方、社会ニーズの追求から業績向上を突き詰めれば、いわゆる「民業圧迫」の問題を生じかねません。したがって、高齢者が就労しやすく、市民に身近な「隙間産業」の開拓を、いかにセンターが行っていただけるかが、持続可能な団体として自立するためには重要であると考えます。このための取組の強化を、センターに対して強く要請していきます。 ③ 職員配置や給料体系など、自立的な経営のための見直しについて、センターに提言し、積極的に意見交換を行うとともに、補助制度の在り方についても他の関連団体を所管する部署と共同し、検討を進めます。なお、委託先シートの剰余金は累積資産を記載しています。 ④ 高齢者人口の増加により、就労の機会や場を求める高齢者が年々増加することは明らかである。このため、センターに対し、運営コストや、1件当たりの受注コストを減らすための工夫や努力を強く求めています。 ⑤ シルバー人材センター支援事業を通じたサービスは、60歳以上の健康な就労意欲のある方であれば享受できるものであり、現状の会員1,888人に対する限定的な事業ではないものと考えています。このため、センターには、会員の増強に向けた積極的な取組を引き続き求めています。また、法的な要請に基づくシルバー人材センターを活用した高齢者の就労支援、社会参加の促進については、目的・手段において何らの齟齬はないと認識しています。 ⑥ センターに対する補助金そのものの見直しについては、他の関連団体を所管する部署等と積極的に意見交換をし、共同して検討を進めます。 【具体的な取組方針や見直し内容等】 1 現在の社会情勢下において、人件費補助を行う意味を再検討し、センターの自立的経営を支援するための事業となるよう、内容を見直します。 2 市とセンターが共同して、人件費の節減などを含めた効率的な経営のための検討を行います。 3 類似事業である「貸付金制度」については、廃止に向け調整します。 4 市関連団体に対する補助の在り方については、関係部署に共同研究の働きかけを行います。	
取組スケジュール	24年度	1 センターの自立的経営に向けた支援事業への見直しに係る調査・研究を行う。 2 「貸付金制度」の廃止に係る調整を行う。 3 市関連団体に対する補助の在り方について、関係部署に共同研究の働きかけを行う。	
	25年度	1 センターの自立的経営に向けた調査・研究結果を行うとともに、その結果を踏まえ、次年度以降の予算編成への反映に努める。 2 「貸付金制度」を廃止する。 3 市関連団体に対する補助の在り方について、関係部署に共同研究の働きかけを行う。	
	26年度以降	1 センターの自立的経営に向けた調査・研究結果を行うとともに、その結果を踏まえ、次年度以降の予算編成への反映に努める。 2 市関連団体に対する補助の在り方について、関係部署に共同研究の働きかけを行う。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-12		老人クラブ補助事業	高齢者支援課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		①補助金額の算出について、会員数のみでなく個別事業の活動に着目した仕組みとし、活動の活発化と会員数の増加を図るべき。 ②補助金の使途の検証ができていない。社会貢献は対象とするとして、趣味活動まで広げることは公金を使う説明にならない。対象者が少ないので、限られた活動に補助金を出し続けて良いのか疑問。補助金の根拠が不明である。他の事業でも委ねられるもの(健康づくりなど)もある。市単独分を上乗せする理由が無いのであれば、出すべきでない。運営費補助ではなく、活動助成とすべきではないか。 ③高齢者の活動に対する支援のあり方について、全市的に体系的に整理が必要。その上で公金を支出する上での対象事業は明確にすべき。特に都の補助金の経緯から、市単で上乗せ補助する必要性について見直すこと。 ④老人クラブの制度を見直すべきではないか。補助金を出すには対象が少なすぎる。高齢者に対する幅広い対策が必要ではないか。自治会への支援に入れているかどうか。 ⑤もし予算が半分しか無かったら受益者負担が増える。(今後の市の負担額は減る方向となるはず。)将来はそうになるはず。若い世代の意見として既得権は捨てて欲しい。 ⑥老人クラブ対象者が見えない。自治会でカバーできるのでは。補助金の使われる先が見えない。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		【各委員の意見に対する見解】 ① 第5次総合計画後期基本計画や高齢者保健福祉計画において、高齢者が元気で活動的に、かつ、生きがいを持って充実した高齢期を過ごすための身近な活動の場の一つとして老人クラブを位置付けているところ、その会員数や加入率の増加は、当該クラブの活発な活動に直結すると考えます。したがって、当面は、現行通り、会員数に着目した補助金制度を維持していくこととします。 ② 老人クラブへの助成は、単なる趣味活動への助成ではなく、活発な活動により元気な高齢者が増え、介護予防や医療費の節減にもつながります。したがって、運営費を助成すること自体は老人福祉法の趣旨に合致するものと考えますが、上乗せ部分の考え方については、意見を踏まえ、会員数のみならず、活動費助成も視野に入れ検討します。 ③ 老人クラブの活発な活動につなげるため、会員数の増強に対する一定のインセンティブが必要であり、現在は会員数に応じた段階的な補助金制度としています。なお、今後も会員数増強を図っていくためには、一定の範囲での上乗せ補助は必要であると考えますが、意見にもあるとおり活動助成等も含め、より効果的な制度となるよう検討します。 ④ 「自治会」と「老人クラブ」では、存在目的や法の要請が異なるため、直ちに両者を混同させることはできないと考えます。また、都内26市すべての自治体が老人クラブに対する助成を行っています。 ⑤ 少子高齢化が進む中、高齢者施策の充実に対する市民要望は非常に高く、このため、老人クラブへの助成は、一見高齢者厚遇と取られ兼ねないが、他方では長寿祝い金を大幅に見直すなどし、限られた財源を有効かつ適切に活用していると考えています。 ⑥ 「自治会」と「老人クラブ」では、存在目的や法の要請が異なるため、直ちに両者を混同させることはできないと考えます。 【具体的な取組方針・見直し内容等】 1 基本的な考え方については、当面、現行通りとするが、特定の高齢者厚遇とならないよう、市の上乗せ部分を中心に、必要な見直しを行います。 2 老人クラブに対する補助について、他の制度と重複し、二重の補助とならないよう、検証を進める。万一、他制度との重複がある場合には、内容を精査し、重複する制度の見直しについて、関係部署と共同して見直し等の検討を行います。 3 同時に、補助金の適正な支出・申請に資するため、年度ごとに対象クラブを特定した監査等の実施について検討・実施します。 4 単位老人クラブを取りまとめる府中市老人クラブ連合会と定期的な会合を設け、会員増強や活動の活発化など、老人クラブが抱える課題等について情報交換を行います。	
取組スケジュール	24年度	1 市上乗せ補助部分に係る重複制度の有無等の検証・関係部署との共同研究等。 2 老人クラブへの監査の実施方法等に係る調査・検討。 3 府中市老人クラブ連合会との定期的な会合の実施。	
	25年度	1 市上乗せ補助部分に係る重複制度の有無等の検証・関係部署との共同研究等。 2 老人クラブへの監査等の実施(試行)。 3 府中市老人クラブ連合会との定期的な会合の実施。	
	26年度以降	1 市上乗せ補助部分に係る重複制度の見直し実施等。 2 老人クラブへの監査等の実施。 3 府中市老人クラブ連合会との定期的な会合の実施。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-13		公共花壇運営事業	管理課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・市民花壇との財政負担の差が大きすぎる。公共花壇から市民花壇への移行を計画化すべき。 ・公共と市民花壇との区分を明確にすべきではないか。花を購入するのは良いとしても、植え付けは地域の方々でも代替できるのではないか。 ・市民花壇運営事業への移行も含め、公共花壇の管理運営に市民の参加を主体としたまちづくりを進めるべきでは。花卉園芸組合に特命随契約する契約のあり方について、地場産業(食品)活用も含めて再検討すべき。 ・公共がやる場所は限定し、市民に広げるべき。組合を保護するために費用負担するのかという疑問が出てくる。 ・市民参加を促すような取り組みを入れるべき。業務委託費は競争原理を取り入れるべき。(今回の説明では明確ではなかった。) ・市民を巻き込む事業にする。昭和47年からの事業の流れを再確認する。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・公共花壇と市民花壇が重複する公園については、公共花壇を廃止します。 ・緑の基本計画に基づき公共花壇については、地域住民や事業者が主体となった維持管理を促進します。 ・入札形式について、一般競争入札の導入について、検討を行います。	
取組スケジュール	24年度	市民花壇と公共花壇が混在する公園について調査する。	
	25年度	一部公共花壇を廃止する。	
	26年度以降	市民花壇へ順次移行を進める。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-14		耐震改修等補助事業	建築指導課
点検結果		市(現行どおり)	
点検での意見		・貸付金利子補助、バリアフリー住宅化助成などと組み合わせるなど、目標達成を現実化すべき。重点化エリア、集中推進期間(2～3年)など、メリハリをつけることも考えられる。 ・ハイスクエリアを定め、重点的に予算を配分すべきではないか。「お金がある人が改修できる」というのは私有財産の価値を上げるにとどまる。まちづくりの観点からは、倒壊等の復旧コストを抑えるためにも、プライオリティをつけるべきと考える。診断を受けた人に改修への取り組みを促すこと(選択肢)を増やす。別手段を組み合わせ、改修を促進するべき。目標値は達成不能ではないか。 ・期間を限定し、重点的に進めること等で、総合的に見直しをはかり、全庁的に進める必要がある。 ・リスクランクを選別し、投資時期と連動させるべき。耐震、耐火等幅広く計画を見直したい。 ・まずは予算が無くては進まない。他の事業を止めても取り組むべき。 ・公益性の説明を。補助事業の現実的な補助単価。ハイスクエリアを早急に対応。他の補助制度と組み合わせる。	
市の方針		市(拡充)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・他の補助制度との組合せについて、バリアフリーや環境に関する住宅改修の補助制度は現在実施されていることから、これらを併用することでさらなる耐震改修が実施されるよう周知に努めます。なお、貸付金利子補助については、現在の金利状況等からすると有効性は薄いと考えます。 ・重点化エリア(ハイスクエリア・リスクランク)やプライオリティについて、住宅耐震化は市内均一で促進すべきもので、補助事業に関する地域的な差異は行わないものと考えます。今後は、耐震改修促進計画の見直しに合わせ、地域の危険度が明確な地域があればその対応や、緊急輸送道路沿道について新たな枠組みを設ける等、公益性を踏まえ検討していきます。また、集中的に実施する期間に関しては、対象増に対応するため、拡充する方向で検討します。 ・本事業は私有財産の価値を上げることが目的ではなく、地震から市民の生命・身体・財産を守ることとともに、耐震化と復旧に係るコストを比較した場合、耐震化を図る方が明らかに有益であることから、近い将来地震で建物倒壊が生じた際に負担となる復旧費用を未然に抑えることを目的としており、公益性が非常に高い事業であり、仮に目標値が達成不能であっても、1棟でも多く耐震化が進むよう積極的に推進すべき事業であると考えます。 ・新たな総合計画、また、地域防災計画や住宅マスタープラン、耐震改修促進計画の見直しに合わせ、全庁的な取組みとして耐震化を促進していきます。また、これらの計画に合わせ、耐火化について、地域差を踏まえ、まちづくりを含めて検討します。 ・補助事業の現実的な単価については、補助事業全体の中で、耐震改修助成の拡充を含め今後の方針を検討します。	
取組スケジュール	24年度	・9月補正で予算規模を拡大。 ・過去の耐震診断受診者に対するフォローアップ調査の実施。 ・補助事業の内容の検討。	
	25年度	・集中的に実施する期間は、予算配分等を工夫し、必要額を確保し、耐震化の推進を図る。 ・府中市耐震改修促進計画の見直し。 ・補助事業の内容の検討。	
	26年度以降	・25年度までの取組みの効果を見極めるとともに、見直し後の府中市耐震改修促進計画の内容及び特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の進捗状況を踏まえ、補助事業の内容及び枠組みを必要に応じて見直し、制度の拡充を図る。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-15		心身障害者福祉センター管理運営事業	障害者福祉課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・社会福祉協議会との委託料額を決定するプロセスなど、財政負担の根拠を公開するなど、住民への説明責任を果たすべき。 ・委託の範囲不明。市はどこまで単独上乘せするのか。その範囲が明示されなかった。本来受けられるサービスは、社協も民間も同じようにするべき。(人件費や固定費などの補助までであると、同じ土俵でサービス提供できないのではないかと)施設については、市の資産全体を考え、どうあるべきか検討していくべき。 ・職員配置の見直し。給料体系、事業のあり方(必要性)、民間事業者の活用など総合的に、施設の処分を含め、施設の管理運営のあり方を見直すべき。 ・事業として照らした時、心障センターの内容を洗いなおす必要が大きい。民間との対比も重要。 ・事業を進めるうえで、社協が適切であるのかが説明では分からない。センターありきの姿が見える。他の施設よりも手厚いサービスを提供している優位性が分かりづらい。 ・事業として照らした時、心障センターの内容を洗いなおす必要が大きい。民間との対比も重要。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・委託料額の内訳については、指定管理者選定の際に公開されていますが、そのプロセスの詳細は、次期指定管理者選定の際に明確化を図ります。 ・障害者自立支援法の人員基準と、上乘せの部分の明確化を図ります。 市立施設が担うべき範囲と、民間施設が担うべき範囲について検討します。 ・資産としての施設の今後のあり方については、全市的な取組みである公共施設のマネジメント管理の考え方に準じて検討します。 ・職員配置、給与等を含めた施設の管理運営のあり方については、次期指定管理者選定の際に、公募方式の導入を含めた検討を行います。 ・事業内容の洗い直し、民間との対比について、今後実施します。 ・社会福祉協議会の適切性、優位性ともに、次期指定管理者選定の際に、その必要性の有無が分かる仕組みを検討します。 ・次期指定管理者選定の際に、公募方式の導入を含めた検討を行います。	
取組スケジュール	24年度	指定管理、委託事業を含め、社会福祉協議会のあり方を検討する協議会を設置し、検討する。	
	25年度	検討結果を踏まえて、事業内容を見直す。	
	26年度以降	指定管理者選定の際に公募制度導入を検討する。競争原理が働く方策を検討し、実施する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-16		心身障害者住宅費助成事業	障害者福祉課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・本制度活用前の居住状態はどうだったのか。制度活用後どこへ転居(公営住宅等)したのか。ニーズ、実態をつかみ、ニーズに合った制度にすべき。 ・公営住宅を補完するものとして、民間家賃助成は機能するものとする。(むしろ民間から公営へ行く方が増えてしまうことを分析してみることも必要では)コスト比較をすれば、公営住宅の方が高くなるのは明らか。利用実態をつかむ必要がある。公営住宅へ移転する人も分析。 ・障害者が安心して暮らせるまちづくりとして、住宅の供給をすることは必要。公営住宅の確保は財政的に困難であり民間住宅の借り上げ(一括方式)等で、実施方法を改善すべき。自立に役立つ効果の検証が必要。 ・公営住宅への入居を進めるべきか。他市がやっていない理由を明確化すべき。生活保護に移行すべき。セーフネットなのか。 ・入居助成なのか生活支援なのか明確でない。前者であれば入居時の敷金、礼金の支援が必要では。 ・民間賃貸住宅を利用拡大(賃貸改修工事の助成)	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・利用実態、ニーズを把握します。 ・公営住宅への転宅希望の状況について把握します。 ・福祉サービス提供面から、障害者がグループホーム等で生活することは必要な事であるが、障害者を一か所に集めて住ませるという方策が、コスト面からの発想によるものでは、障害者にとって良い施策とはならないと考えます。どこで、誰と暮らすかを自己選択して実現することが「自立」であると考えます。 ・本事業は、障害者が望む地域での生活を支援するもので、選択肢を公営住宅に絞る考えはありません。生活保護の手前のセーフティネットの役割を維持するものと考えます。 ・本事業は、障害者の生活支援の事業と考えます。 ・住宅の改修については、法の障害者住宅改善制度により対応します。	
取組スケジュール	24年度	ニーズ、実態把握の方策を検討する。	
	25年度	受給資格の現況調査時に、ニーズ、実態把握調査を実施する。	
	26年度以降	平成27年度からの6年間を計画期間とする「障害者計画」改定に係る検討協議を、府中市障害者計画推進協議会で行う中で、「住まいの確保」についての考え方を確立し、助成額の設定を含め、本助成制度のあり方を決定する。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-17		防災思想普及事業	防災課
点検結果		市(要改善)	
点検での意見		・事業の効果を明確に分析することは難しいが、自主防災組織の加入率、組織率、そして防災訓練の参加者数などを増やす努力が必要。 ・行政が行う限界もあるので、自助共助を促すためにも、自主防災組織の拡大やそこでの訓練を増やすべきではないか。マンション等へは、管理組合などへの働きかけも必要。「思想普及」という事業名は見直した方が良いのではないか。数人の市民の方からも上から目線だと言われていました。 ・市の企画した訓練などに参加しない人への対策として、防災ハンドブックを全戸配布したことから、ハンドブックの内容の理解度までを調査して意識の普及度を把握しておくこと。自主防災組織の結成を促進する仕組みづくりが必要。 ・防火管理者を防災まで拡大すべきであり、自治会単位に設置すべき。リーダーが必要。 ・普及に努めているのは分かるが、成果としては不満を感じる。訓練内容も従前の延長と感じる。成果・目的が明確でない。 ・市民参画を進めてほしい。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		①自主防災組織の加入率や組織率を増加させることや、防災訓練の参加者数等を増加させることは、地域防災力の向上につながるものと考えています。そのため、今後、他自治体に自主防災組織に対する支援状況を照会し、その結果をとりまとめ、その方策を研究していきます。 ②「思想普及」という事業名については、わかりやすい名称へと見直します。 ③防災ハンドブックの内容の理解度等については、今後、市民意識調査等を利用して把握し、その結果は、今後の防災対策の強化に向けた施策展開の参考にしたいと考えます。 ④「防火管理者」とは、消防法に基づき、当該防火対象物の防火上の管理を行う者のことを言います。そのため、自治会という単位に「防火管理者」を設置することはできません。地域のリーダーは、地元消防団や自治会長等が担うことが適切であると考えています。 ⑤本事業の成果・目的をより一層明確にしたうえで、今後の事業を進めていきます。 ⑥総合防災訓練については、平成24年度から、「市民参加型」の形式へと訓練内容を大幅に変更しました。今後も、行政主導ではなく、市民が主導して訓練等を実施できるよう、市民の取組を支援していきます。	
取組スケジュール	24年度	●「防災思想普及事業」の事業名の変更。 ●市民意識調査等により、防災ハンドブックの内容の理解度の把握。 ●自主防災組織への支援方法等の研究。	
	25年度	●市民意識調査等により、防災ハンドブックの内容の理解度の把握。 ●自主防災組織への支援方法等の研究。 ●総合防災訓練の充実。	
	26年度以降	●市民意識調査等により、防災ハンドブックの内容の理解度の把握。 ●自主防災組織への支援方法等の見直し。 ●総合防災訓練の充実。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-18		まちの環境美化推進事業	環境政策課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		・市民の意識が高まるというのはどういう状態を指すのか、説明が足りない。目的、目標があやふや。 ・委託の内容を見直すべき。市民やシルバー人材センターが担える範囲と、事業者でないとできない内容は、明確に区分できているのか。そもそも市民の協力を得ながら美化意識を高めることが目的だとしたら、住民の力を借りてほしい。（子どもへの環境教育も考えてほしい。） ・目標の設定と、そのかい離の状況について、抜本的に見直すべき。委託について市民の活動で補える場合もあるので精査する必要がある。 ・市民自らの活動ではなく、シルバー人材センター、民間企業に委託しているのは問題。受益者負担を考えるべき。 ・事業としての目的と手段が合っていない。成果目標が見えない。 ・委託ではなく市民の参画を。目標レベルが不明。	
市の方針		市（要改善）	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		・最良な状態としては、ポイ捨てや路上喫煙などをする人が無く、美しいまちが維持されていることであると考えています。目標については、数値などの分かりやすい目標を検討します。 ・委託内容の、シルバー人材センターが担える範囲と、事業者に委託をしている区分については、シルバー人材センターで実施できる案件については活用していますが、さらに協力いただける市民に依頼できる取り組みについては検討します。 また、まちの美化清掃や駅前美化キャンペーン・清掃活動については、現在も数多くの市民、事業者のご協力をいただいております。今後、これらの活動のさらなる拡大・拡充を図ります。 ・喫煙禁止路線でのパトロールについては、違反者へ注意する行為も含まれているなど、市民の協力により実施する事業としては、トラブルなどの危険を伴うこともあり、馴染まないと考えます。また、週3日、夕方4時間の業務を市民の協力で実施することは日数・時間などからも難しいと考えます。なお、パトロールの回数や時間帯などを増やしてほしいといった市民の要望があることから、日数や時間の削減などは難しいと考えます。子どもたちへの環境教育といった観点からは、小学校から高校まで、自主清掃活動として、学校及び地域でも取り組んでいただいております。今後、拡充を図ります。 ・市民に危険などがなく協力が得られ啓発の効果があり、市民の意識が高まるキャンペーン、毎月20日の地域安全環境美化の日のキャンペーンなどへの参加については、今後も参加者の増加が得られるようPRをします。その活動の中でも、事業者の参加もいただいておりますが、今後は、指摘にあった駅事業者をはじめとしたより多くの事業者に参加をいただけるよう取り組みます。 ・現状のパトロールや違法看板の撤去などの委託事業を、市民が行うことについては、トラブルなどの危険を伴うことなどもあるので、今後、先進事例などを参考に検討します。	
取組スケジュール	24年度	わかりやすい成果目標と目標の数値化の検討を行う。 委託事務内容の見直し。	
	25年度	市民・事業者の参画の拡大・拡充。	
	26年度以降	市民・事業者の参画の拡大・拡充。	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-19		権利擁護センター事業	地域福祉推進課
点検結果		抜本的見直し	
点検での意見		・委託料の算出根拠が無く2800万円もの委託料を支出しているのは大きな問題がある。 ・事業が要らないのではない。補助金・委託の根拠が不明。判断不明。説明できないことを続けては困る。 ・事業全体のスキーム。積算根拠を明確にすること。 ・予算設定根拠が極めて不明瞭。福祉協議会の言いなりなのか？ ・権利擁護センター事業としての名称では不要。利用促進が目的であれば方法が違う。 ・積算根拠の全体が読めない。社協へ丸投げ。	
市の方針		市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		成年後見制度を推進するための機関については、従来より国及び東京都により整備の必要性が示されており、各区市町村においても順次設置され、整備が進められています。また、介護保険法、障害者自立支援法においては、権利擁護事業の実施主体を市町村としており、さらに平成24年4月改正の老人福祉法では、成年後見制度の利用推進について市町村の努力義務としていことから、本市としても、今後さらに主体的に権利擁護事業の利用促進に取り組むことが必要と考えます。これらのことから、現在設置されている成年後見制度推進機関について廃止等の対応を行うことは、本市の権利擁護事業の実施に大きな影響を与えることから、現時点では適切ではないと考えます。 しかしながら、各委員から指摘のありました規模、配置人員、業務内容、及び費用積算などの事項について、現在は仕様上不明確となっているため、今後仕様書の全面的な改訂を行い、委託作業の内容と費用との関係が明確となるよう改めます。	
取組スケジュール	24年度	・25年度予算編成へ向け、委託仕様書の改訂、費用積算の確認を行います。(24年8月～10月) ・改訂された委託仕様書に基づき見積及び予算編成を行います。(24年10月～12月)	
	25年度	・新しい委託仕様書に基づき委託事務契約を締結し、事業を実施します。(25年4月～26年3月)	
	26年度以降	・委託仕様書の改訂を行い、適切に事業を実施します。(26年4月～27年3月)	

平成24年度府中市事務事業点検の結果に対する市の方針

事業番号		事業名	担当課
2-20		入浴券支給事業	生活援護課
点検結果		市(現行どおり)	
点検での意見		①ナショナルミニマムである生活保護に単独で上乗せする必要があるか。入浴に着目すれば文化センターの活用も検討すべき。 ②不正利用のチェックはできない(他人が使ってもわからない)。モラルハザードの起きる心配もある(他市事例有)。代替施設(文化センター等)での利用に代えるべき。 ③公共施設の利用を検討。入浴の機会を確保すべき。券交付の適正化に努力が必要。 ④浴場に限らず、公共施設、体育館等も活用すべき。 ⑤東京都下のサービスであれば受益者の受けるサービスも統一すべき。 ⑥文化センターを利用してみたらどうか。	
市の方針		市(現行どおり)	
点検結果及び意見に対する考え方や具体的な取組方針や見直し内容等		① 入浴券の市負担分は、生活保護認定者の健康に配慮した施策であり、「生活保護法」そのものに上乗せしているものではないものと考えます。また、生活保護行政の実施機関は区市町村であり、法外の施策には実施機関の特色があるものと考えます。また、文化センターのお風呂の位置づけは、地域の高齢者のコミュニティの場の提供であり、目的が異なります。利用者の年齢や稼働の日時も限られていることでの制限があることや銭湯とまったく同じ内容のことを無料で市が行うことは民間の圧迫にもつながると考えます。 ②・③ ナンバリングをするなど不正利用防止の対策はすでに実施しています。今後は不正の注意喚起及び必要なくなった入浴券は戻していただくことについて、文書による周知を図ります。 ④ 公共施設にはそれぞれ固有の利用目的があり、文化センターのお風呂は地域の高齢者のコミュニティの場であり、目的が異なります。「入浴目的」であれば、民間施設を活用すべきと考えます。 ⑤ 銭湯の有無など区市町村を取り巻く環境はそれぞれ異なり、生活保護行政の実施機関は各区市町村であることから、法外の施策を統一する必要はないものと考えます。 ⑥ 文化センターのお風呂の位置づけは、地域の高齢者のコミュニティの場の提供であり、目的が異なります。利用者の年齢や稼働の日時も限られていることでの制限があることや銭湯とまったく同じ内容のことを無料で市が行うことは、民間の圧迫にもつながると考えます。	
取組スケジュール	24年度	基本的には現行どおりであるが、さらなる利用率の向上に努め、不正の注意喚起及び必要なくなった入浴券は戻していただくことについて、文書による周知を図る。	
	25年度	さらなる利用率の向上に努め、不正の注意喚起及び必要なくなった入浴券は戻していただくことについて、文書による周知を図る。	
	26年度以降	さらなる利用率の向上に努め、不正の注意喚起及び必要なくなった入浴券は戻していただくことについて、文書による周知を図る。	